

関東森林管理局仕様書

1 総 則

- (1) この関東森林管理局造林事業仕様書(以下「作業仕様書」という。)は、請負実施に係わる造林関係の各作業種の一般的な作業仕様を示すものであり、請負事業の全般に係わる一般的な事項は造林請負事業標準仕様書によるものとする。
- (2) これに示されていない事項及び特殊な作業については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- (3) 特記仕様書に記載された事項は、この作業仕様書に優先するものとする。

造林事業特記仕様書

1 ナラ枯れ防除（おとり丸太）について

（1）作業内容

はい積みしたナラ類の丸太に疑似フェロモン剤を設置し、丸太に誘引され穿入したカシノナガキクイムシを薬剤により駆除して、産卵、穿孔中の幼虫等を殺し成虫の発生を防止し、ナラ枯れ被害のまん延を防止するものである。

（2）おとり丸太設置

- ① おとり丸太に使用する材は、設置予定日から遡って1ヶ月以内に伐採されたナラ類（コナラ、ミズナラ等）から採取した末口径15cm以上、長さ1.8～2.2m程度の丸太を使用すること。
- ② 使用する丸太はナラ枯れ被害の拡散を防止するため、未被害地から調達すること。
- ③ 立木を伐採・搬出して丸太を調達する場合は、伐採地において空間放射線量率が $0.5\mu\text{S V/h}$ 以下の伐採地から調達することとし、測定結果を監督職員に報告すること。
- ④ 数量確認は、検知とするので監督職員に確認資料を提出し、確認検査を受けること。
- ⑤ おとり丸太は、運搬の集積の際に可能な限り外皮が剥がれないように注意すること。
- ⑥ おとり丸太は、井桁組またははい積みのうえ、乾燥防止のため寒冷紗で被覆すること。また、くん蒸処理シートの被覆がしやすいように集積すること。
- ⑦ 集積箇所は歩道等の入林者の通行する箇所及び沢付近等の処理剤流出の恐れのある場所を避けるとともに、傾斜地等の滑落等の恐れのある場所は、杭などにより防止措置を講じること。
- ⑧ おとり丸太の設置箇所に第三者が近づかないよう、危険防止表示等の安全対策を実施すること。

（3）誘引剤

- ① 直射日光を避けて、風などで落下しないように、誘引効果が均一となるよう集積の両端に吊り下げて設置すること。
- ② 誘引剤の使用にあたっては説明書等に留意し、使用後の容器等は適切に処理すること。

（4）くん蒸処理

- ① 薬剤の使用にあたっては予め事業計画書とともに「森林病虫害防除薬剤使用承認願（様式1）」を提出し、発注者の承諾を得ておくこと。また、使用前に監督職員の確認検査を受けること。
- ② くん蒸は、おとり丸太をくん蒸処理シートに包み、密閉したシート内で薬剤を散布して気化した薬剤で駆除する方法である。集積全体にまんべんなく薬剤を散布し、速やかにシート端を密閉性が保たれるよう措置すること。
- ③ くん蒸処理シートの被覆時に破れが生じた場合には、耐久性のある粘着テープ等で直ちに

補修すること。

- ④ 作業については、薬剤が気化しやすいように晴天で気温の高い日を選び、曇りや雨天・気温の低い日は避けること。
- ⑤ 施工後は最低でも14日間の密閉状態が保持されるよう管理し、くん蒸シートの破損等を発見した場合は速やかに補修すること。
- ⑥ 被害丸太については未被害地へ移動させず、カシノナガキクイムシ次世代成虫脱出前までにくん蒸処理すること。
- ⑦ 伐倒くん蒸箇所には薬剤名、薬剤数量、処理年月日、を表示した立て看板等により注意喚起をはかること。

(5) 資材の仕様等について

① 誘引剤

薬剤	有効成分	使用量	数量
ケルキボルア剤	ケルキボルア 78.0%	集積 1箇所あたり 2本	2本

※上記の資材と同等のものとする。

② 寒冷紗

材質	規格	数量
寒冷紗（黒色）	幅×長さ 2m×50m	15m

※ 上記の資材と同等のものとする。

③ くん蒸剤

薬剤	有効成分	使用量	数量
カーバムナトリウム塩液剤	ナトリウム (メチルジチオカルバマー) (化管法第1種) 42.0%	被覆内容積 1m ³ あたり 原液 0.75ℓ	7.5ℓ

※上記の資材と同等のものとする。

④ くん蒸処理シート

材 質	規 格	数 量
生分解性プラスチック	幅×長さ 4m×30m	80m ²

※上記の資材と同等のものとする。

- ⑤ 薬剤・くん蒸処理シート等は請負者が調達することとし、使用する前に資材の規格、数量、品質について監督員の確認を受けなければならない。また、納品書(写)は監督員に提出すること。

(6) 薬剤の取扱等

- ① 薬剤散布中又は薬剤を稀釈する際は、林内の河川、用水路等に流入しないように注意すること。
- ② 薬剤散布に使用した器具類を河川、用水路等で洗わないこと。
- ③ 空になった薬剤の容器は、監督職員の確認を受けてから処分することとし、林内に放置したり、河川等に被害を及ぼすおそれのある場所に投棄しないこと。
- ④ 薬剤の使用上の注意事項を遵守する。特に毒物又は劇物に指定されている薬剤については、毒物及び劇物取締法の規定を遵守すること。
- ⑤ 薬剤は、密栓して火気のない冷暗所にカギをかけて保管すること。
- ⑥ 薬剤に火気を近づけないこと。
- ⑦ 容器の蓋は完全にし、運搬中に薬剤がこぼれないように注意すること。
- ⑧ 作業現場へ運搬する薬剤は、当日の使用可能量とし、残量が生じた場合は、林内に放置することなく所定の場所に保管すること。
- ⑨ 薬剤を直接取り扱う者は、原液や散布液が直接皮膚に触れないよう、防護衣等の保護具を使用し、かつ清潔で丈夫な物を使用すること。
- ⑩ 作業後は、顔、手等の露出部を石鹸等でよく洗い、うがいをする。

(7) 安全管理

作業中は、危険回避のため、関係者以外の立ち入りを禁止する措置を講ずること。

(8) その他

- ① 施工状況写真並びに監督職員の立会は、設置前、丸太運搬・設置、合成フェロモン剤設置、くん蒸処理、おとり丸太撤去・処分等の各工程について記録並びに立会とすること。
- ② フォワーダ等車輛系機械搬入に際して、電線及び公道を損傷しないよう必要な措置を講じたうえで作業すること。
- ③ 丸太の集積に際して、他の立木や苗木等を損傷しないよう注意すること。
- ④ 薬剤の使用を予定している最初の日までに「農薬使用計画書」を東北農政局 消費・安全部安全管理課に届出をすること(別紙様式第1号)
- ⑤ 作業は仕様書により行うこととするが、この仕様書により難しい場合は、監督職員と協議の上決定すること。

2 作業について

当該事業箇所における作業の実施に当たっては、下記に留意し実施することとする。

① 連絡体制等の整備

ア 緊急時に迅速かつ的確な情報が得られる体制を整えるため、ラジオや携帯電話を携帯すること。

イ 緊急時に連絡体制が確保できるよう、作業地毎に作業現場と事業所間の連絡状況を確認した上で作業実施すること。

ウ 緊急時の移動ルートなどを作業実施前に作業者全員に周知しておくこと。

② 作業上の留意点

ア 長袖、手袋等を着用し、可能な限り肌の露出は避けること。

イ 土埃が舞いやすい作業を行う場合にはマスク（防塵や花粉対策用など）を着用すること。

ウ 雨天等の荒天時には作業を見合わせ等を含め臨機の対応をとるとともに、衣類が濡れた場合にはタオル等で濡れた部分を拭き取るか、着替えること。

エ 作業後に手や顔を洗い、うがいをすること。

様式 1

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
森林管理署長 殿

請負者 住 所
氏 名

森林病虫害防除薬剤使用承認願

令和 年 月 日契約に係る 防除事業（ ）について、下記の薬剤を
使用したいので承認願います。

記

薬剤名			
製造者		登録番号	
有効成分		急性毒性 (経口・経皮)	
含有濃度(%)		急性毒性 (吸入)	
残効期間		水生有害性 (短期・急性)	
一本当たり容量		水生有害性 (長期間・慢性)	
選定した理由			

監督員	令和 年 月 日
経 由	氏名
記 事	

(注) 使用の承認を受けようとする薬剤の農薬登録内容が確認できる資料を添付すること。

農 薬 使 用 計 画 書 （ 変 更 ）

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名

〔 法人の場合にあつては、その名
称及び代表者の氏名 〕

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令 第3条 に基づき、

下記のとおり提出いたします。

記

農薬の使用計画

- 1 農薬の使用方法
- 2 使用する農薬の種類
- 3 使用する対象
- 4 使用する期間

(日本工業規格A4)

備考 届出に際し、新規の場合は、「(変更)」を線で消し、変更の場合は該当部分を丸で囲むこと。また、届出の根拠条項以外の条を線で消すこと。

注1 「農薬の使用方法」には、「航空機による散布」「くん蒸」等と記載する。

2 「使用する農薬の種類」には、農薬の有効成分名、又はその略称名及び剤型を記載する。

3 「使用する対象」には、くん蒸にあつては「倉庫」、「天幕」等の使用場所、航空機にあつては「稲」等の作物名を記載する。